

令和5年度

高齢者福祉活動事業助成

＜新宿区住民等提案型事業助成・新宿区高齢者福祉活動基金助成＞

募集要項

★★★★助成金申請の手引き★★★★

介護予防や高齢者の福祉増進のための活動に助成します



問合せ先：新宿区福祉部地域包括ケア推進課
高齢いきがい係・介護予防係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1

TEL：03-5273-4567・4568（直通）

FAX：03-6205-5083

E-mail：chiikihokatsu@city.shinjuku.lg.jp

介護保険法に基づく一般介護予防事業として、ボランティア団体等が実施する介護予防活動の経費の一部を助成します。（「住民等提案型事業助成」）

また、高齢者福祉活動基金への寄附金や利子等を活用し、区内在住の高齢者のための活動について、経費の一部を助成します。（高齢者福祉活動基金助成）

この2つの助成について、併せて募集します。

1 目的

ボランティア団体等の行う活動に経費の一部を助成することで、区内における地域の自主的な介護予防活動の支援をすること、区内に居住する高齢者の福祉を増進することを目的としています。

区からの助成を受けることで、それぞれの活動が長く続くきっかけとなるように支援します。

2 助成対象団体

実際に活動を行う団体の会員数が5人以上で、1年以上の活動実績がある団体

ただし、3(5)にある「地域支え合い活動」については、1年未満の活動団体も可
（同一団体に対する助成は、年度内に1回までです。）

3 助成対象事業

実施団体の会員外の一般高齢者(区内在住)を対象とした、新規又はこれまでの活動を充実させる次の事業（助成終了後も継続的に活動すること）

(1) 区内に居住する高齢者が自立的生活を送り、要介護状態になることを防ぐことを目的として行われる運動機能や健康の向上、栄養状態の改善等、身体機能の保持増進に資する活動（住民等提案型事業助成対象）

ア 介護予防教室

イ 健康指導としての講演、体操やストレッチ、軽運動に類するもの

ウ 栄養指導や口腔ケアに関する活動

エ その他身体機能の保持増進に資する活動

(2) 区内に居住する高齢者の社会参加を増進し、認知症・うつ・閉じこもりを防止するための活動（住民等提案型事業助成対象）

(3) 区内に居住する高齢者の福祉を増進する目的で行われる生活支援、介護予防、生きがいづくり、健康づくり等に関する活動（高齢者福祉活動基金助成対象）

ア 食事サービス(会食会)

イ 各種制度等の啓発講座

ウ その他介護予防に資する事業

（ウについては、住民等提案型事業助成の予算枠が一杯になった場合に適用）

(4) 区内に居住する高齢者が主体となって行うボランティア活動、社会貢献活動その他これらに類する活動（高齢者福祉活動基金助成対象）

ア 地域清掃活動

イ 地域防犯・防災活動

ウ その他上記以外のボランティア活動

(5) 高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、地域において多様な世代が支え合う「地域支え合い活動」(高齢者福祉活動基金助成対象)

※申請できるのは、1 団体で 1 事業です。

※助成対象となる活動のうち、その目的、対象、手法等を総合的に勘案して同一と認められるものに係る助成金を交付する回数は、**通算して3回**(過去の活動も対象)を限度とします。

(住民等提案型事業助成と高齢者福祉活動基金助成の交付回数は通算します。)

※以下の事業は対象になりません。

- ・特定の個人又は団体の利益に帰する事業
- ・活動を行う団体及び団体会員の趣味に係るものと認められる活動
- ・国、都その他地方公共団体等から補助を受けている、又は委託業務として請け負っている活動
- ・介護保険指定業者が実施する介護保険事業
- ・特定の政治的活動又は宗教的活動に係る事業

4 助成額・助成率等

(1)助成額 上限30万円 ただし、「地域支え合い活動」は上限5万円

(2)助成率 1回目 助成対象経費の3/4まで

2回目 助成対象経費の1/2まで

3回目 助成対象経費の1/4まで

ただし、3(5)「地域支え合い活動」は助成対象経費の10/10

※千円未満の端数を切り捨てた額とします。区予算範囲内での助成となります。助成の可否及び金額は「新宿区高齢者福祉活動基金運用委員会」(以下、「運用委員会」という。)に協議のうえ区長が決定します。

※申請は年度単位となります。1回目の助成が決定しても、2回目以降の助成をお約束するものではありません。

※令和5年度予算額

住民等提案型事業助成 120万円

高齢者福祉活動基金助成 74万円

5 対象期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日までに実施し、同期間に支出した経費が対象となります。

6 助成対象経費

別表1・2「助成対象経費算定基準」に定めるとおり。

※経費の積算については、見積書を徴し精査してください。

※1点が10万円以上の物品については財産処分の制限があります。

※3(3)ア食事サービス(会食会)を実施する場合、別表2に記載の団体要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。

7 申請手続き

(1)申請受付期間

令和5年4月4日(火)～令和5年4月21日(金)

※土日を除く午前8時30分から午後5時まで

(2)相談・申請

ご相談・申請される際は、必ず事前に来庁の予約を行ってください。申請時に活動内容を詳しく伺います。

申請書提出先＝地域包括ケア推進課高齢いきがい係(区役所本庁舎2階8番窓口)

郵送による申請は受け付けません。

(3)提出書類

ア 交付申請書

イ 団体の概要書

ウ 年間活動計画書

エ 収入支出予算書

オ 会員名簿(食事サービス事業実施団体は、参加者名簿も)

カ 会則

※書類の電子データが必要な場合は、区のホームページからダウンロードしてください。

(4)審査等の方法

①地域包括ケア推進課による申請書類の確認並びに申請団体及び事業内容の適格性についての審査

②運用委員会における団体代表者のヒアリング

③運用委員会の各委員による申請書類及び団体代表者のヒアリングに基づく検討

④運用委員会における検討結果に基づく協議

ヒアリング実施日：5月17日(水) 時間は追ってご連絡します。

※3(5)「地域支え合い活動」については、運用委員会における団体代表者のヒアリングを省略し、申請窓口での聞き取り調査を行います。

【委員の検討基準】

ア 活動を着実に実施できる団体であること

イ 活動の対象が開かれており、参加者が限定されないこと

ウ 事業に対して妥当な人数の参加者が見込まれること

エ 年間活動計画書が実現可能な内容であること

オ 地域や関係機関等と連携し、地域に根ざした活動となることが期待できること

- カ 事業内容が適正で信頼できること
- キ 地域に対し効果的な活動であること
- ク 参加者の安全・安心に配慮した事業内容であること
- ケ 助成終了後も事業の継続ができること
- コ 収支予算が事業内容に対し合理的なものであること



(5) 助成金交付に係る決定

5月下旬に助成金交付・不交付の決定通知を送付します。(6月中旬入金予定)

(6) 助成金の返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付を取り消し、助成金を返還していただきます。

- ア 偽りその他不正手段により助成金の交付を受けたとき
- イ 助成金を他の用途に使用したとき
- ウ 交付決定の内容、これに付した条件、規則に基づく命令及びその他の法令に違反したとき

(7) 実績報告等

自己評価表、収入支出決算書、写真やチラシなどの活動記録、帳簿及び領収書等提出の上、活動内容について報告していただきます。

また、助成対象経費として認める講師謝礼、助手・指導員・インストラクター謝礼の支払先が会員内メンバーとなっていないか等を会員名簿等で確認します。

(3(3)ア食事サービス事業実施団体については、出欠表、検便等細菌検査に係る代金清算書及び結果報告書も提出していただきます。)

実績報告に係る書類は、事業終了後速やかに提出してください。(最終令和6年3月31日)

なお、実績報告の確定額が交付決定額より少ない場合は差額を返還していただきます。費目間の流用はできません。また、不足が生じた場合の追加交付は行いません。

(8) 事業内容の変更

申請時に提出した事業内容から、年度途中で事業内容が変更になる場合(事業の一部を実施しない場合を含む)は、あらかじめ区にご連絡ください。申請時と異なる用途に助成金を使用することはできません。

(9) その他

助成対象事業として、区長の決定を受けた場合、活動内容を職員が見学させていただきます。あらかじめご了承ください。

8 助成及び活動内容の公表

助成決定団体については、区のホームページで助成内容及び活動内容を公表させていただきます。広く区民に公開された活動に対して助成するため、情報を公開するものです。

助成金交付申請以降のながれ



申請書類提出(4月21日(金)締切)

地域包括ケア推進課にて、申請書類の確認並びに申請団体及び事業内容の適格性についての審査を行います。

団体代表者のヒアリング(5月17日(水))

新宿区高齢者福祉活動基金運用委員会にて、団体代表者のヒアリングを行います。

(「地域支え合い活動」は窓口での聞き取り調査のみ)

運用委員会の各委員による申請書類及び団体代表者のヒアリングに基づく検討を行った後、運用委員会において検討結果に基づき協議します。

助成金交付決定通知
(5月下旬)

助成金不交付決定通知
(5月下旬)

助成金交付(6月中旬)

ご指定の口座へ振り込みます。

※助成対象は令和5年6月1日から令和6年3月31日までに実施した事業で同期間に支出したものになります。領収書の提出が必要となります。

※助成交付決定後、活動内容を職員が見学させていただきます。

あらかじめご了承ください。

実績報告書類提出(事業終了後～3月末まで)

実績額が交付決定額に満たない場合は、その差額を返還させていただきます。

情報公開

活動内容に関心のある区民が問合せできるように、助成事業を区のホームページで紹介します。助成終了後も活動が継続することを前提としていますので、翌年度以降も引き続き掲載します。